

理事会 会議資料

(令和6年度第2回)

令和6年6月4日(火)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

令和6年度 第2回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：令和6年6月4日(火)

午後2時～

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議 事

議案第1号 令和5年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認について

議案第2号 令和6年度 補正予算(案)について

議案第3号 第6次地域福祉活動計画の策定について

議案第4号 令和6年度定時評議員会の招集について

5. 閉 会

議案第1号

令和5年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに
公益事業区分収支決算の承認について

<提案理由>

定款第39条及び経理規程第5条の規定に基づき、令和5年度の事業報告書及び決算について、以下の書類としてまとめました。審議の上、同意願います。

1 令和5年度事業報告書(概要)

定款第39条第1号に規定する事業報告書として作成しました。相談件数をはじめ各事業の実績を数字でまとめ、令和5年度の本会事業の全体像を示しています。

2 令和5年度事業報告書及び収支決算書

定款第39条第2号に規定する事業報告の附属明細書、及び第3号、第4号、第6号に規定する決算書(計算書類)をまとめて作成しました。令和5年度に実施した各事業の概要と事業実績の詳細、及び法人全体の決算の状況を報告しています。

3 令和5年度決算書附属明細書

定款第39条第5号に規定する明細書です。拠点区分、サービス区分単位の決算の状況をはじめ、経理規程第5条に定める各種明細書をまとめています。

なお、当協議会の令和5年度の業務執行状況、及び財産の状況につきましては、令和6年5月28日に、監事による監査が実施されており、次項に監査報告書(写し)を添付しております。

本案につきましては理事会決議後、定時評議員会へ上程いたします。

令和6年6月4日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和6年6月4日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和6年度 第2回 理事会

監査報告書

令和6年5月28日

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

会長 石田 進 様

監事

森本政一 

監事

岡野一男 

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行及び財産の状況について監査を行いました。その方法及び結果について次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類及び財産目録について監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全てにおいて適正に表示しているものと認めます。

(3) 監事からの意見

書類作成等における事務の効率化を進めるとともに、組織体制を充実させ、理事及び職員がより適正に職務を遂行できる環境整備に努めてください。

以上

議案第2号

令和6年度 補正予算(案)について

<提案理由>

本会が神栖市から受託している「障害者相談支援事業」は、平成19年度の受託開始当初より、消費税法上の非課税事業（社会福祉法上の「第二種社会福祉事業」）として取り扱っていましたが、国が発出した「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について（令和5年10月4日付こども家庭庁及び厚生労働省通知）」により、平成24年度以降は非課税事業に該当しない（委託者は委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払い、受託者は委託料を課税収入として税務処理を行う）ことが示されました。

これにより、本会は、遡及可能な過去5年間（平成30年度～令和4年度）にかかる消費税の修正申告（平成30年度及び令和元年度は簡易課税方式、令和2年度以降は一般（本則）課税方式に変更しての申告）を行い、併せて追加納付すべき金額について神栖市へ説明し、市と社協それぞれ補正予算により対応することとしました。

補正予算の内容は、課税扱いとなった「障害者相談支援事業（市受託）」のほか、一般（本則）課税方式への変更により「みなし仕入れ率」が適用できなくなった「生活困窮者自立支援事業（市受託）」「労働者派遣事業（市へ派遣）」にかかる支払消費税の増額（必要額は市が負担）と、本則課税方式への変更に伴う再計算で発生した本会の事業収入にかかる支払消費税の増額（必要額は本会が負担）です。

なお、令和5年度以降の「障害者相談支援事業」は消費税相当額を加えた金額で受託契約を再締結しており、補正予算案には令和6年度分の消費税相当額を計上しております。

詳細は次項のとおりです。審議の上、決議願います。

令和6年6月4日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和6年6月4日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和6年度 第2回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 令和6年度収支補正予算書（案）

●事業区分・拠点区分別 資金収支補正予算総括表

（単位：円）

事業区分・拠点区分	当初予算	補正額(案)	補正後予算額	備考
社会福祉事業区分	217,878,000	3,155,000	221,033,000	
社協自主事業	137,907,000	0	137,907,000	
地域福祉推進事業	122,602,000	0	122,602,000	追加納税分134,000円は本会が負担(予備費充当)
精神保健福祉支援事業	6,428,000		6,428,000	
成年後見制度に関する事業	8,877,000		8,877,000	
受託事業	66,569,000	3,155,000	69,724,000	
精神障害者デイケア事業	3,273,000		3,273,000	
障害者相談支援事業	6,316,000	2,041,000	8,357,000	追加納税分(H30～R4)及び令和6年度分(市が負担)
生活困窮者自立支援事業	31,711,000	1,114,000	32,825,000	追加納税分(R2～R4)(市が負担)
日常生活自立支援事業	2,928,000		2,928,000	
生活福祉資金に関する事業	22,341,000	0	22,341,000	
障害者計画相談事業	1,284,000		1,284,000	
基金積立事業	1,801,000		1,801,000	
職員退職手当積立事業	10,317,000		10,317,000	
公益事業区分	22,107,000	2,106,000	24,213,000	
広告・自動販売機設置事業	118,000		118,000	
労働者派遣事業	21,989,000	2,106,000	24,095,000	追加納税分(R2～R4)(市が負担)
法人全体	239,985,000	5,261,000	245,246,000	

●補正予算を計上した租税公課支出（消費税）の年度別補正額内訳

年度	市負担額	本会負担額	合計	備考
平成30年度	223,000	0	223,000	簡易課税方式による修正申告
令和元年度	248,000	0	248,000	簡易課税方式による修正申告
令和2年度	1,738,000	60,000	1,798,000	一般(本則)課税方式での再計算による修正申告
令和3年度	954,000	29,000	983,000	一般(本則)課税方式での再計算による修正申告
令和4年度	1,498,000	45,000	1,543,000	一般(本則)課税方式での再計算による修正申告
令和6年度	600,000	0	600,000	一般(本則)課税方式で申告予定
合計	5,261,000	134,000	5,395,000	

●勘定科目別 資金収支補正予算明細書 (案。法人全体)

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	区 分 別 補 正 額 内 訳				補正後 予算額	備 考 (補正内容)
			社協自主事業 地域福祉推進 事業	受託事業		労働者派遣事 業		
				障害者相談支 援事業	生活困窮者自 立支援事業			
< 事業活動による収支 >								
< 収入 >								
会費収入	14,050,000	0	0	0	0	0	14,050,000	
寄附金収入	2,000,000	0	0	0	0	0	2,000,000	
受託金収入	66,348,000	600,000	0	600,000	0	0	66,948,000	
市受託金収入	41,217,000	600,000		600,000			41,817,000	
精神障害者デイケア受託金収入	3,190,000						3,190,000	
障害程度区分認定調査受託金収入	316,000						316,000	
障害者相談支援事業受託金収入	6,000,000	600,000		600,000			6,600,000	
生活困窮者自立支援事業受託金収入	31,711,000						31,711,000	
県社協受託金収入	25,131,000						25,131,000	
事業収入	24,666,000	0	0	0	0	0	24,666,000	
障害福祉サービス等事業収入	1,284,000	0	0	0	0	0	1,284,000	
受取利息配当金収入	15,000	0	0	0	0	0	15,000	
その他の収入	1,158,000	4,661,000	0	1,441,000	1,114,000	2,106,000	5,819,000	
受入研修費収入	100,000						100,000	
雑収入	1,058,000	4,661,000		1,441,000	1,114,000	2,106,000	5,719,000	
事業活動収入計(1)	217,642,000	5,261,000	0	2,041,000	1,114,000	2,106,000	222,903,000	
< 支出 >								
人件費支出	176,395,000	0	0	0	0	0	176,395,000	
事業費支出	15,582,000	0	0	0	0	0	15,582,000	
事務費支出	22,886,000	5,395,000	134,000	2,041,000	1,114,000	2,106,000	28,281,000	
福利厚生費支出	1,089,000						1,089,000	
旅費交通費支出	460,000						460,000	
研修研究費支出	525,000						525,000	
事務消耗品費支出	2,226,000						2,226,000	
印刷製本費支出	611,000						611,000	
修繕費支出	135,000						135,000	
通信運搬費支出	2,180,000						2,180,000	

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	区 分 別 補 正 額 内 訳				補正後 予算額	備 考 (補正内容)
			社協自主事業 地域福祉推進 事業	受託事業		労働者派遣事 業		
				障害者相談支 援事業	生活困窮者自 立支援事業			
会議費支出	404,000						404,000	
業務委託費支出	2,248,000						2,248,000	
手数料支出	86,000						86,000	
賃借料支出	5,642,000						5,642,000	
渉外費支出	80,000						80,000	
諸会費支出	243,000						243,000	
資料図書費支出	346,000						346,000	
租税公課支出	4,183,000	5,395,000	134,000	2,041,000	1,114,000	2,106,000	9,578,000	過年度分及び6年度増額分
保守料支出	2,104,000						2,104,000	
雑支出	324,000						324,000	
共同募金配分金事業費	290,000	0	0	0	0	0	290,000	
助成金支出	2,393,000	0	0	0	0	0	2,393,000	
事業活動支出計(2)	217,546,000	5,395,000	134,000	2,041,000	1,114,000	2,106,000	222,941,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	96,000	△ 134,000	△ 134,000	0	0	0	△ 38,000	
< 施設整備等による収支 >								
< 収入 >								
施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0	0	0	
< 支出 >								
固定資産取得支出	836,000	0	0	0	0	0	836,000	
施設整備等支出計(5)	836,000	0	0	0	0	0	836,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 836,000	0	0	0	0	0	△ 836,000	
< その他の活動による収支 >								
< 収入 >								
基金積立資産取崩収入	1,500,000	0	0	0	0	0	1,500,000	
積立資産取崩収入	1,000	0	0	0	0	0	1,000	
事業区分間繰入金収入	2,546,000	0	0	0	0	0	2,546,000	
拠点区分間繰入金収入	8,594,000	0	0	0	0	0	8,594,000	
その他の活動収入計(7)	12,641,000	0	0	0	0	0	12,641,000	

(単位：円)

勘定科目	当初予算額	補正予算額	区 分 別 補 正 額 内 訳				補正後 予算額	備 考 (補正内容)
			社協自主事業 地域福祉推進 事業	受託事業 障害者相談支 援事業	生活困窮者自 立支援事業	労働者派遣事 業		
< 支出 >								
積立資産支出	1,000,000	0	0	0	0	0	1,000,000	
事業区分間繰入金支出	2,546,000	0	0	0	0	0	2,546,000	
拠点区分間繰入金支出	8,594,000	0	0	0	0	0	8,594,000	
その他の活動支出計(8)	12,140,000	0	0	0	0	0	12,140,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	501,000	0	0	0	0	0	501,000	
予備費支出(10)	9,463,000	△ 134,000	△ 134,000				9,329,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 9,702,000	0	0	0	0	0	△ 9,702,000	
前期末支払資金残高(12)	9,702,000						9,702,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	0	0	0	0	
予算総額	239,985,000	5,261,000	0	2,041,000	1,114,000	2,106,000	245,246,000	

議案第3号

第6次地域福祉活動計画の策定について

<提案理由>

社会福祉協議会の活動・行動計画でもある現計画「神栖市社協第5次地域福祉活動計画（令和2年度～6年度）」の後継計画「神栖市社協第6次地域福祉活動計画」を策定するにあたり、地域福祉活動計画策定委員会を設置するとともに、策定の趣旨及び今後の策定スケジュール（案）についてお諮りするものです。

審議の上、決議願います。

令和6年6月4日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和6年6月4日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和6年度 第2回 理事会

神栖市社協第6次地域福祉活動計画策定の趣旨及び今後のスケジュール（案）

1. 理事及び監事で構成する策定委員会

域福祉活動計画策定委員会設置要項に基づき、理事及び監事を委員構成とする協議体として発足させたいと考えています。定例理事会の中で協議・策定作業を進め、計画の実効性の向上と、策定後の進行管理を着実に実施していく予定です。

2. 第6次計画の基本コンセプト（案）

- (1) 本会活動における7項目の基本姿勢（第3次地域福祉活動計画策定時作成。基本的姿勢）を堅持し、第5次地域福祉活動計の基本構想を引き続き維持します。
- (2) 計画期間は第5次地域福祉活動計画と同様「5年間（令和7年度～11年度）」とし、第5次計画に掲げた基本計画「4本の柱」を継続・充実させることを基本的な考え方とします。

＜第5次地域福祉活動計画「4本の柱」＞

- (Ⅰ) 地域福祉推進システムの構築
- (Ⅱ) 市民との協働による新たな地域づくり
- (Ⅲ) 必要とされるサービスの提供と利用支援
- (Ⅳ) 地域福祉推進システムを実現する組織体制整備

3. 今後の委員会での協議内容

・委員会での協議は、第5次地域福祉活動計画の達成度を評価した上で、市が策定する「地域福祉計画」「介護保険計画・高齢者福祉計画」、「障害者計画・障害福祉計画」等の動きをふまえ、令和7年度以降における神栖市社協の活動方針を明確化していく内容とする予定です。

4. 委員会開催スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------------|----------|
| ●第1回策定委員会（令和6年6月4日） | ＜第2回理事会＞ |
| ・策定の趣旨及び今後のスケジュール説明 | |
| ●第2回策定委員会（令和6年9月開催予定） | ＜第3回理事会＞ |
| ・第5次5カ年計画の総括 | |
| ・第6次地域福祉活動計画（素案）検討 | |
| ●第3回策定委員会（令和7年1月開催予定） | ＜第4回理事会＞ |
| ・第6次計画最終案検討 | |

（令和6年度中に印刷製本予定）

5. 策定委員会事務局

・委員会の開催、報告等に加え、計画策定にかかる調査、研究を行い、計画書素案を起草する。
・社協事務局内に「第6次神栖市社協地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム」を置き、プロジェクトチームを中心に、全職員が策定に関わる体制を敷きます。

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(目 的)

第1条 この要項は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉活動計画策定委員会の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 神栖市における地域福祉の推進と、本会の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすため、地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第3条 委員会は、本会会長からの次に掲げる諮問事項を、調査・審議し、本会会長へ報告する。

- (1) 計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び解決策の検討
- (2) 本会の組織体制と財政基盤の整備及び経営改善に関する行動計画「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会発展・強化計画」に必要な事項について前号との一体的な実態の把握、問題・課題の整理及び解決策の検討
- (3) 計画の策定
- (4) その他、計画策定のために必要な事項

(構 成)

第4条 委員会は、委員20名以内で構成する。

- 2 委員は、本会理事及び監事で構成する。

(委員長)

第5条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、本会副会長をもってあてる。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、部会員20名以内をもって構成する。
- 3 専門部会に、部会長1名及び副部会長1名を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び専門部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(任期)

第9条 委員の任期は、必要な調査・審議、検討及び本会会長への報告が終了したときに終わる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本会事務局内において処理する。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成20年10月1日から施行する。

この要項は、令和元年9月1日から施行する。

神栖市社協 第5次地域福祉活動計画基本構想

- ・本計画は、第4次計画の取り組みを更に充実し、発展させるため、本会活動における基本姿勢を堅持し、第4次計画の基本構想「私たちでつくるやさしいまち」を継承します。
- ・様々な社会的障壁によって社会参加が困難となっている人々の生活課題に関わり、新たな社会資源の創設を図ることで、全ての住民にとって安心のあるやさしいまちの実現を目指します。

『神栖市社会福祉協議会活動の基本姿勢』（平成22年3月）

1. 社協の「唯一無二性」の発揮

他の機関や団体では実施しにくい、又はできない少数派故に社会化されていない分野の人々の生活課題に関わり、地域住民や行政と共にその解決のために、「必要とされる取り組みを進める」ことが本会活動の根幹であり、社協の「唯一無二性」である。

2. 新たな福祉ニーズへの迅速な対応

急激な高齢化や家族構造の大きな変化に伴って出現する新たな福祉ニーズに、迅速にフレキシブルに 대응していくという、特徴的な役割を最大限発揮していくことで、地域福祉の充実に貢献する。

3. 新たな分野への先駆的事業展開

これから必要性の高まりが予測され、更にその課題への対応機関・サービスが無い、もしくは生まれにくい分野への取り組みを先駆的に展開し、住民生活の「生活安心感」の高まりに貢献する。

4. 新たな社会資源の創設

住民の生活課題とその解決策（社会資源）との関係の中で、生活課題を抱えた人々が少数派であるために、他の多くの住民が社会的課題であることに気づいていない問題を広く正しく伝えることを繰り返し、新たな社会資源の創設に貢献する。

5. 他機関や市内で活動する福祉専門職の応援

社会資源のメニューとしては存在するものの、本来の機能やその特徴を様々な理由により発揮できていない状況に関わり、本来機能を発揮出来るよう他機関や専門職を支援し、社会資源の質的向上に貢献する。

6. 使い勝手の良い福祉総合相談機関としての役割発揮

様々な機関・団体とのつながりを強化し「どこに相談したらいいかわからなくても、社協に問いあわせれば適切な解決機関につないでくれる」と、住民にとって使い勝手の良い福祉総合相談窓口としての役割発揮により地域ケアシステム構築に貢献する。

7. 専門職集団としての信頼を得られる活動

1から6の取り組みを起動させ、実践していくために必要な準備・努力を全職員が実行し、住民、他団体・機関、行政等から市内唯一の中立公正な専門職集団としての信頼を得られる活動を通じて、本市の地域福祉の向上に貢献する。

議案第4号

令和6年度定時評議員会の招集について

<提案理由>

定款第14条の規定に基づき、令和6年度定時評議員会を、以下のとおり招集することについて、審議の上、決議願います。

令和6年度定時評議員会

開催日時 令和6年6月24日（月）午前10時00分から

開催場所 神栖市保健・福祉会館 別館2階 健康相談室

議事案件 議案第1号 補欠役員（理事）の選任（案）

議案第2号 令和5年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業
区分収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認

議案第3号 令和6年度 補正予算（案）

招集予定 評議員31名

令和6年6月4日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和6年6月4日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和6年度 第2回 理事会

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

< 定 款（令和4年4月改訂） >

（構成）

第11条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （4）予算及び事業計画の承認
- （5）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認

（評議員会の招集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

（理事会の構成）

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（理事会の議長）

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（理事会の決議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事会の議事録）

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- （5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- （6）財産目録

（会計年度）

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

＜ 経理規程（令和2年10月改訂） ＞

（会計年度，計算関係書類及び財産目録）

第5条 本会の会計年度は，毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 毎会計年度終了後3か月以内に，次の計算書類及び第3項に定める附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| (1) 法人単位資金収支計算書及び資金収支内訳表 | (6) 事業区分貸借対照表内訳表 |
| (2) 法人単位事業活動計算書及び事業活動内訳表 | (7) 拠点区分資金収支計算書 |
| (3) 法人単位貸借対照表及び貸借対照表内訳表 | (8) 拠点区分事業活動計算書 |
| (4) 事業区分資金収支内訳表 | (9) 拠点区分貸借対照表 |
| (5) 事業区分事業活動内訳表 | |

3 附属明細書として作成する書類は下記とする。

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) 基本財産及びその他の固定資産の明細書 | (10) 基本金明細書 |
| (2) 引当金明細書 | (11) 国庫補助金等特別積立金明細書 |
| (3) 拠点区分別 資金収支明細書 | (12) 積立金・積立資産明細書 |
| (4) 拠点区分別 事業活動明細書 | |
| (5) 借入金明細書 | |
| (6) 寄附金収益明細書 | |
| (7) 補助金事業収益明細書 | |
| (8) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 | |
| (9) 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 | |

4 財務諸表，附属明細書及び財産目録は，消費税等の税込金額により記載する。

5 計算関係書類及び財産目録は電磁的記録をもって作成する。

6 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は，一円単位をもって表示する。

（補正予算）

第17条 会長は，予算の作成後に生じた事由により，予算に変更を加える必要がある場合には，補正予算を作成し，理事会の決議を経，評議員会の承認を得なければならない。

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 役員名簿

(任期：令和5年6月26日～令和7年度定時評議員会終結時)

No.	役職	氏名	選出区分	所属(推薦元)・役職等	備考
1	会長	石田 進	行政関係者	神栖市長	
2	副会長	篠塚 洋一	地域の福祉関係者・団体 (民児協)	神栖市連合民生委員児童委員協議会 会長	
3	〃	千葉 千恵子	ボランティア	ボランティアサークルほほえみ 代表	
4	常務理事	野口 修一	学識経験者	学識経験者	R6.4.01就任
5	理事	鈴木 伸洋	学識経験者	学識経験者	
6	〃	額賀 優	議会	神栖市議会議長	R6.4.01就任
7	〃	卯月 秀一	社会福祉施設役職員 (高齢者施設)	特別養護老人ホーム マリンピア 神栖 施設長	
8	〃	信太 俊浩	社会福祉施設役職員 (高齢者施設)	老人保健施設シオン 事務長	
9	〃	花田 三男	社会福祉施設役職員 (障害者施設)	障害者支援施設 神栖啓愛園 施設長	
10	〃	中嶋 正子	社会福祉施設役職員 (障害者施設)	指定障害福祉サービス多機能型 事業所ハミングハウス 施設長	
11	〃	高田 和美	ボランティア	ボランティアサークルひとみの会 書記	
12	〃	須之内 正昭	地域の福祉関係者・団体 (民児協)	神栖市連合民生委員児童委員協議会 副会長	
13	〃	西川 寧人	地域の福祉関係者・団体 (企業)	鹿島共同施設(株) 専務取締役	
14	〃	石井 洋一	地域の福祉関係者・団体 (行政委員連絡協議会)	神栖市行政委員連絡協議会 5年度委員(日川浜地区)	
15	〃	佐藤 行廣	地域の福祉関係者・団体 (行政委員連絡協議会)	神栖市行政委員連絡協議会 5年度委員(明神前地区)	
16	〃	野村 みさ子	地域の福祉関係者・団体 (更生保護女性会)	神栖市更生保護女性会	
17	〃	大和 愛紀	地域の福祉関係者・団体 (PTA連絡協議会)	神栖市PTA連絡協議会 副会長 (神栖三中PTA副会長)	
18	〃	日高 篤生	行政関係者	神栖市福祉部長	R6.4.01就任
19	監事	岡野 一男	財務諸表を監査しうる者	学識経験者	
20	〃	森本 政一	地域の福祉関係者	神栖市神栖地区民生委員児童委員協議会副会長	